

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 7 月 12 日

県立長野図書館長 平 賀 研 也

### 1 入札の目的

建設工事の請負契約

### 2 工事名

県立長野図書館外壁改修工事

### 3 工事箇所名

長野市若里 1 - 1 - 4 県立長野図書館

### 4 工事概要

外壁の改修工事

### 5 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 建築一式工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
  - ア 資格総合点数が 798 点以上であること。
  - イ 長野地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（届出の義務がない者は除く。）でないこと。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

### 6 工期

工事開始日から約 105 日以内

## 7 支払条件

### (1) 前金払

原則として、1 件の契約金額が 100 万円以上の工事等について、契約金額の 4 割の範囲内で前金払をします。

### (2) 部分払

原則として、1 件の契約金額が 50 万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

## 8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、平成 29 年 7 月 12 日（水）から平成 29 年 7 月 30 日（日）までの月曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

・長野市若里 1 - 1 - 4

県立長野図書館 総務課

電話 026(228)4500

## 9 入札の手続等

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 29 年 8 月 1 日（火） 午後 1 時 30 分

イ 場所 県立長野図書館 第一会議室

### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成 29 年 7 月 25 日（火）正午までに、上記 8 の県立長野図書館 総務課に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号）第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

### (6) 入札保証金

政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 127 条各号に該当す

る場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。  
ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 143 条各号に該当する場合は納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第 129 条各号に該当する入札書は無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。